

# 新型コロナワクチン接種 3月末までの予約を受け付けています

接種費用  
**無料**  
(全額公費)

接種は  
**任意**  
です

## ●3月31日(金)までの予約を受付中

接種するワクチンの種類によって予約方法が異なります。予約方法を確認し、該当する方法で予約してください。  
〈オミクロン株対応ファイザー(3・4・5回目接種)・小児用ファイザー〉

### ①インターネット予約(24時間対応)

<https://jump.mrso.jp/102016/>



### ②電話予約(全日8時30分～17時15分)

市ワクチン接種専用ダイヤル ☎0570-0567-02

〈オミクロン株対応モデルナ(3・4・5回目接種)・従来型ファイザー(1・2回目接種)、乳幼児用ファイザー〉

医療機関に電話予約

医療機関の電話番号はこちら  
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko\\_fukushi/1/3/3/28232.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/1/3/3/28232.html)



## ●4月以降の接種について

今後の接種体制は、国が3月中に方針を決定する見込みです。接種期間の延長や、次回接種の時期などは本市ホームページなどで順次お知らせします。

新型コロナワクチン接種トップページ  
[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko\\_fukushi/1/3/3/33136.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/1/3/3/33136.html)



## ●マイナンバーカードで接種証明書発行

マイナンバーカードがあれば、市役所、保健センターの窓口に来ることなく、スマホなどで簡単に電子版の新型コロナワクチン接種証明書が発行できます。

申請方法ははこちら  
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/hokensomu/gyomu/1/1/31471.html>



オミクロン株対応ワクチン接種は、ワクチンの種類やこれまでの接種回数にかかわらず1人1回のみです。

## ネーミングライツスポンサーが決定 市有施設が新愛称に

☎ 財政課 ☎027-898-6543

市有施設に企業名などをつけるネーミングライツのスポンサーを下表のとおり決定。愛称は4月1日(土)から使用します。ネーミングライツ料は、施設の管理運営などに活用します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



施設名	愛称	スポンサー	ネーミングライツ料	契約期間
都市公園 ☎公園管理事務所 ☎027-225-2116				
前橋こども公園	じょぶ JOB ジョブズ前橋こども公園	リュウセンパートナーズ	280.5万円	3年
スポーツ施設 ☎スポーツ課 ☎027-898-5832				
宮城体育館	じょぶ JOB ジョブズ宮城体育館	リュウセンパートナーズ	60.5万円	3年
三俣テニスコート	防災の Hoshino 三俣テニスコート	星野総合商事	各 22万円	
大胡体育館	株式会社 志村工業 大胡体育館	志村工業		
千本桜野球場	OOHATA 千本桜野球場	OOHATA		
児童館 ☎子育て施設課 ☎027-220-5706				
粕川児童館	かすかわ児童館・高橋建築設計事務所 げんき館	高橋建築設計事務所	22万円	3年

※ネーミングライツ料は年額・税込みの金額です。

## マイナカード申請は早めに 普及促進キャンペーンは3月末まで

☎ 市民課 ☎027-898-6101

QUOカード1,000円分がもらえるマイナンバーカードの普及促進キャンペーンの対象となるマイナンバーカードの申請期限は3月末までです。早めに申請してください。

☎1月1日～3月末までに申請し、6月末までに初めてマイナンバーカードの交付を受けた人

## ●出張申請受付窓口(必要書類がある場合、カードは書留郵便で受け取り可能)

☎けやきウォーク前橋2階けやきホール(文京町二丁目)

☎3月11日(土)・12日(日)、10時～16時

☎通知カード、写真付きの本人確認書類1点(ない場合は、健康保険証や年金手帳など2点)

## ●申請サポート窓口(カードは市役所などで受け取り)

☎スズラン百貨店前橋店本館地下1階特設会場(千代田町二丁目)

☎3月17日(金)・18日(土)、11時～15時

☎地方公共団体情報システム機構などから送付されたID入り申請書



普及促進  
キャンペーン  
はこちら



出張申請受付  
窓口はこちら



申請サポート  
窓口はこちら

## 申込期限は5月末まで マイナポイント第2弾申込支援

☎マイナポイント制度については ☎0120-95-0178  
支援窓口については未来政策課 ☎027-898-6994

選んだキャッシュレス決済サービスのポイントが最大2万円分付与されるマイナポイント第2弾への申し込み支援を実施。対象は、2月末までにマイナンバーカードの申請をした人(既にマイナンバーカードを持っている人を含む)。健康保険証の利用登録や公金受取口座の登録も支援窓口で併せて実施しています。

☎市役所12階特設窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所)平日9時～17時(けやきウォーク前橋(文京町二丁目))3月末までの毎日10時～18時

☎マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号4桁、使用するキャッシュレス決済サービスの登録情報など、口座登録をする場合は口座情報のわかるもの

## 豆知識 消費者の豆知識

アパート退居時のトラブル  
事例Ⅱ6年ほど住んだ3DKのアパートを退居しました。子どもが居間の壁に落書きしてしまいました。他の部屋は汚したり傷つけたりしていません。家主に「落書きがあるので全室壁紙を張り替える。全額請求する」と言われ、壁紙の修繕費など14万円を請求されました。

回答Ⅱ落書きなど、借主の不注意で付けた汚れや傷の修繕に必要な費用は借主が支払う必要があります。しかし、全室分の貼り替え費用までは、払う必要はありません。また、修繕費の負担割合は入居期間を考えた金額になります。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」があります。そこに、借主が支払う必要があると考えられる基準が示されています。負担すべき修繕費なのか確認しましょう。家主に修繕内容の説明を求め、納得できない場合は、交渉しましょう。

☎消費生活センター  
027・898・1755